

一般職の職員の扶養手当支給規則を次のように定める。

令和7年3月31日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第21号

一般職の職員の扶養手当支給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族の範囲)

第2条 条例第11条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当または民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(届出)

第3条 新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、別記様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定)

第4条 任命権者は、前条第1項に規定する届出があったときは、その

届出に係る事実および扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

- 2 任命権者は、前項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期および終期)

第5条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条、第3条第1項および第5条第1項の規定の適用については、第2条中「条例」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第5号）附則第8項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）」と、第3条

第1項および第5条第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

別記様式（第3条関係）

扶 養 親 族 届

職 員 番 号			年 月 日提出				
函 館 市 長 様	所 属 部 課						
	職 名		氏 名				
一般職の職員の扶養手当支給規則第3条第1項の規定に基づき，次のとおり届け出ます。 (証明書 通添付)							
扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居 別居	の別	年収額（職業）	異動年月日	届出の事由
年 月 日 受理			所属	課 長	課長補佐	主 査	係
年 月 日 {から} 支給 {まで}				部課			
旧支給額	円		認定	課 長	課長補佐	主 査	係
新支給額	円						

- 注 1 年収額欄には，勤労所得のほか資産所得，事業所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入すること。
- 2 届出の事由欄には，その事由（例えば婚姻，出生，満60歳以上，満22歳以上，離婚，死亡等）をそれぞれ記入すること。